

瀬戸市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等に提供する窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱（平成14年8月21日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、窓口用封筒とは、瀬戸市（以下「市」という。）が発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民等に提供する封筒であって、封筒に広告が印刷されたものをいう。

2 この要綱において、無償提供者とは、窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集、広告原稿の事前確認及び校正その他広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口用封筒を無償提供する者をいう。

(広告の内容)

第3条 窓口用封筒に掲載できる広告は、基本要綱第2条に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) 人権侵害、名誉棄損及び差別的なもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸し金業に関するもの
- (6) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (7) 商品先物取引、金融先物取引等利殖を目的とした投資又は投機の斡旋、勧誘、募集等を行うもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (10) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (11) 求人広告及びこれに類するもの
- (12) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (13) 占い又は運勢判断に関するもの
- (14) 次に掲げる業種のもの又は事業者によるもの
 - ア 私的な秘密事項の調査を業とするもの
 - イ 債権取立て、示談引受け等を業とするもの
 - ウ 法令等に基づく必要な許可を受けていないもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法に基づく更生開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

オ 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

カ 社会問題を起こしているもの

キ 各種法令に違反しているもの

ク 市税を滞納しているもの

(16) その他前各号に掲げるもののほか窓口用封筒に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(設置)

第4条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市役所、支所、サービスセンターその他市長の指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第5条 窓口用封筒の設置期間は、1年とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集方法)

第6条 市長は、無償提供者の募集を市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項について、募集要項で定める。

(申込資格)

第7条 窓口用封筒の無償提供の申込ができる者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

(1) 申込の日において、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第5条第3項の規定により作成した、入札参加資格者名簿に登録がある者で、あいち電子調達共同システムの営業種目のうち、一般印刷、封筒及び広告に登録がある者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

(4) 民事再生法に基づき民事再生開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

(5) 申込の日から第10条の確認書を締結するまで間において、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(平成19年12月1日施行)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 申込の日から確認書を締結するまでの間において、瀬戸市指名停止取扱要領(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。

(7) 市税を滞納していない者であること。

(無償提供の申込み)

第8条 窓口用封筒の無償提供をしようとするもの(以下「無償提供者」という。)は、瀬戸市広告入り窓口用封筒無償提供申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、実現性、業務実績、信頼性等を総合的に評価し、及び公正に判断し、1者を速やかに決定するものとする。

2 市長は、無償提供の許可又は不許可を決定したときは、その結果を窓口用封筒の無償提供の申込みをした者に対し、窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書(第2号様式)により通知する。

(確認書の締結)

第10条 市長は、前条の規定により無償提供の許可を決定した者(以下「無償提供者」という。)と窓口用封筒の製作及び無償提供の手続きに関する確認書を締結するものとする。

(広告の審査)

第11条 広告内容の審査は、必要に応じて、基本要綱第4条に基づく瀬戸市広告審査会が行うものとし、無償提供者は、審査に際し、瀬戸市広告入り窓口用封筒提案書(第3号様式)に広告主一覧、広告一覧及び封筒見本を提出しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果を当該無償提供者に対して、窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書(第4号様式)により通知する。

(代替品の納品)

第12条 市及び無償提供者は、使用中の窓口用封筒の広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は当該窓口用封筒を回収し、代替の窓口用封筒を無償で納品しなければならない。

(提供の中止)

第13条 市長は、市民等に窓口用封筒を提供することが適当でないと認めるときは、無償提供者と協議の上、市民等への窓口用封筒の提供を中止するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。